

本職隷下ノ軍隊及諸機関（在京部隊ノ外地方ヨリ招致セラレタルモノ）ノ全力ヲ尽シテ警備救護救恤ニ従事シツツアルモ此際地方ノ諸団隊及一般人士モ亦極力自衛協同ノ実ヲ發揮シテ災害ノ防止ニ努メラレムコトヲ望ム
現在ノ状況ニ鑑ミ特ニ左ノ諸件ニ注意スルヲ要ス

一 不逞団体蜂起ノ事実ヲ誇大流言シ却ツテ紛乱ヲ増加スルノ不利ヲ招カサルコト

帝都ノ警備ハ軍隊及各自衛団ニ依リ既ニ安泰ニ近ツキツツアリ

二 糧食欠乏ノ為メ不穩破廉恥ノ行動ニ出テ若クハ其ノ分配等ニ方リ秩序ヲ紊乱スル等ノコトナカルベキコト

右告諭ス

大正十二年九月三日

関東戒嚴司令官

陸軍大将 福田雅太郎

この告諭が狙いとする民衆の「救護救恤」と「自衛協同」の効果をあげるといふ点はともかく、ここで掲げているように朝鮮人虐殺事件を拡大することは、日本の朝鮮統治の上からみても、また、諸外国にたいしても得策ではないとみている点である。駐日アメリカ大使ウッズからは政府に警告が行われたとも伝えられている。この点が一つ。もう一つの面は、にもかかわらず「不逞団体蜂起」の事実を「誇大ニ流言」することを戒しめている文章がものがたるように、朝鮮人・社会主義者の暴動はあながちデマではなく、朝鮮人のなかには善人もいるけれども不穩な動きはあるとにむき、ただ誇張してはならないと説いていたことである。要するに、体面を保ちつつ、軍隊によって朝鮮人・社会主義者への弾圧を強めようという狙いがなかつたとはいえない。

戒嚴令施行

下の町村

では、九月三日、神奈川県に戒嚴令が施行されるにあたって県民にどのようなことかその事情が説明されたであろうか。その点について、橋樹郡大綱村の場合を飯田家蔵『未曾有大地震関係書類』（大正十二年）にあ



神奈川県内警備部隊配要図（9月中旬）

『神奈川県震災誌』附録から

る九月四日付の告示によってとりあげてみる（資料編 11 近代・現代(1)三五〇）。

告示は、まず東京府と神奈川県に戒厳令が執行されるとともに関東戒厳司令官に福田陸軍大將が勅命されたこと、そして近衛及第一師団（甲府・佐倉を含む）をはじめ千葉教導連隊、宇都宮歩兵二個連隊、高崎・高田歩兵二個連隊、その他仙台・弘前・金沢・豊橋・名古屋・広島 of 工兵諸隊が戒厳の任にあたり、東京市外の諸隊は三日の朝来現地に陸統到着しつつあることを伝えている。そして、この戒厳の意味について、これは「戦時又は事変に際し兵力を以て一地方を警戒する事」であり「地方の行政司法事務を戒厳司令官の管掌に委するものなる事」そして、今回は「特に市町村民の惨害を軍隊の実力を以て救護救恤」しようとする趣旨によっていることを強調し、したがって「市町村民諸君は軍隊の行動に力を協せて同胞の救護と秩序の維持」につとめるよう、告示は切望している。なお、この告示は、このような文言につけくわえて、「不逞鮮人」については「三々伍々放火の事実」はあるけれどもすでに軍隊の配備が完

了に近いから、もはや決して恐れることはない、「数百数千の鮮人」が襲撃するなどという無稽の宣伝に迷わされないことが肝要であると述べていた。

戒厳令についての大綱村の告示は、他の郡市町村の告示にくらべると、すこぶる丁寧である。もっとも簡単なものを鎌倉郡役所『震災庶務書類』（大正十二年）でひろってみると、鎌倉郡の場合、一 戒厳令が施行とともに、九月三日以降、軍隊が到着しつつあること、二 「不逞鮮人」について大綱村のそれと同文で「無稽ノ宣伝」にまどわされないこと、この二点を簡単に記載しているだけであった。では戒厳令施行にもなつて、どのような注意が行われたであろうか。

まず、戒厳地司令官の告諭およびその他の情報等々がそれぞれの町村におろされたときには、そのつどそれを大書し、町村内の適当な場所に掲示しその内容を町村民に周知徹底せしめるようとりはかるようにすること、そのためには、町村役場の吏員だけでは手不足であるので、小学校の教員等適当な人物を援助にあたらせることを要請していた（三崎町役場『震災関係書類』大正十二年）。

治安維持と

救恤保護

このような戒厳令の施行と民衆との関係のネット・ワークを設定して、そのうえで、どのように具体的に命令みると、横須賀鎮守府内に設けられた戒厳地司令部（戒厳地指令官野間口兼雄海軍大将）を四つの地区に分け、そこに各地区指揮官部を置き、地区指揮官は、司令部の意向をうけてそれぞれの地区内の「治安維持ヲ担任シ、地方官憲ト協力シテ罹災民ノ救恤保護ニ努」めしむることを任務としていた。この戒厳地区は、横須賀戒厳地区（逗子町・田浦町・葉山村）、逗子戒厳地区（逗子町・久里浜村・北下浦村）、三崎戒厳地区（初声村・長井村・三崎村・南下浦村）の四地区に分けられている。

そこで、それぞれの戒厳地区指揮官のもとで、治安維持と罹災者の救恤保護のために、以下のような仕事にたずさわること

になっていた。その内容を列記すると、一 食糧の徴収ならびに分配、二 建築物およびその材料の徴収ならびに分配、三 衛生材料の徴収ならびに分配、四 被服の徴収ならびに分配、五 燃料の徴収ならびに分配、六 運搬具その他の物件の徴集ならびに分配、七 労務の徴収ならびに分配、八 その他、必要と認められる事項となっている（資料編 11近代・現代(1)云々）。

このような取り扱いの事項を戒嚴司令部はどのように対処していったであろうか。その一端について九月八日午前十時現在の模様を「情報第三」（三崎町役場『震災関係書類』）からひろいあげておきたい。

まず食糧の供給についてはその補充作業もだんだんと進捗し、一兩日中には食「パン」等も市中に現れ、点灯作業も応急の措置により目下着々と進展し、予定としては十日前後には市内の一部に点灯をみるであろうとの見通しをたてていた。

また、鉄道については、目下陸海軍の応援によって、そう遠くない将来に開通の見込みがたっていること、鎮守府への情報では東京・鎌倉間の開通は十日ごろになると伝えていた。

さらに、問題の伝染病を防止するために海軍では救護所を徐々に設置し、今後悪疫等が流行すれば震災以上の大惨害を来すので生水を飲まないことを互に警戒することを強調していた。また、飲料水の供給に関して、走水水道の復旧工事もようやく進展し、すでに七日から小量ずつではあるが小川町まで水船を曳航して市民に配給をはじめたという。右の戒嚴令下において海軍の指導による災害復旧の初期の事情は、横須賀市を中心とする情報であるが、市民の生活に直接必要なことならびにの処置や作業はかなり敏速であった。

ところで、災害復旧と罹災者の生活救助のうち、野間口戒嚴地司令官は、伝染病の防止に留意し「横戒令第五号」（大正二十二年九月十一日）でこの点についてとくに命令をだしていた。内容は三点にわたっていて、その一は、市町村が伝染病の流行を未然に防ぐことにつとめ、其の手段については横須賀戒嚴地区内では鎮守府軍医長、其の他では各戒嚴地区指揮官と協議し遺憾



横浜市地蔵坂給水所の飲料水適否揭示

『神奈川県震災衛生誌』から

のないようにすること、その二は、市町村はすみやかに伝染病院の復旧につとめ患者の收容に支障のないようにすること。その三は、市町村はその地域内の在住医師が伝染病の疑いのある患者を診察した時はとくに警察署に至急届出て患者を隔離するように漏れなく厳達すること、以上である。伝染病を未然に防ぐことは、県下の全域において共通の課題であった。その処理の方式を横須賀鎮守府の戒厳地はみごとに示していたといえよう。

食糧確保と 伝染病の発生 また、食糧の確保とその分配に関しても、横須賀市内では、さしあたり主食の米について次の

ような「告達」(大正十二年九月十一日)をだして混乱を防ぎ、民心の安定をはかる手だてをこうじた。その指示は、現状においては「米の配給」に主眼をおき、十三日以後、米穀商をして米を売渡すようにし、その価格を白米一升四十一銭、玄米一升三十六銭、米国玄米一升三十三銭、外米一升二十四銭と定めた。そして、現在行っている施米を九月十七日から廃止する方針を打ちだしていた。もっとも、窮困者に対しては市役所の証明により米穀商をして配布の任にあたらせることとした。なお、横須賀戒厳地区以外

第3表 横須賀戒厳地司令部内の食糧品の配給概況

品名	米	麦	乾麵包	缶詰
横須賀	三、二〇〇貫	〇	七、八四貫	五〇貫
逗子	一、八〇〇〃	〇	一、六〇〇〃	三〇〇〃
鎌倉	一、三六〇〇〃	〇	八〇〇〃	一、九六〇〃
葉山	四、二〇〇〃	〇	四〇〇〃	〇
三崎	〇	〇	三、二〇〇〃	一、二七貫
浦賀	三、六〇〇貫	〇	〇	四〇〇〃
其他	二一、五五〃	五、二七貫	二〇、四三貫	一三、三四〃
合計	一七、〇五〃	五、二七〃	二四、七九〃	一七、六三〃

横須賀鎮守府「横鎮災日報第22号」(1923年9月23日)、三崎町役場『震災関係書類』から

節制ヲ守リ以テ其ノ信頼」に應えることをそれぞれの所轄の長に訓示していた。そして、軍艦を特務艦として活用し、警備と救護の効果をあげていたのである。その活動内容は、一般の避難民を大阪方面に運ぶとともに、生活の諸物資や水を運んできたり、朝鮮人を收容保護したり、さらに、通信・連絡や震災地域の海面の測量にあたりたりしていた。

このように海軍の機動力のせいもあって、食料の確保とその配給もかなり順調にことが運んでいたようである。また、住居をはじめとする建築物の資材集め等も、第四表が示しているように、かなり広い地域から調達することができ、復興への見通しもたっていた。

この間の事情の経緯については、また、三崎戒厳地区指揮官森初次大佐の「管下町村長警察官憲ニ告諭」(九月十七日)という文章によっても推察することができる。

では各其情况におうじて各戒厳地区指揮官に処理させることとした(資料編 11近代・現代(1)五六〜五六)。

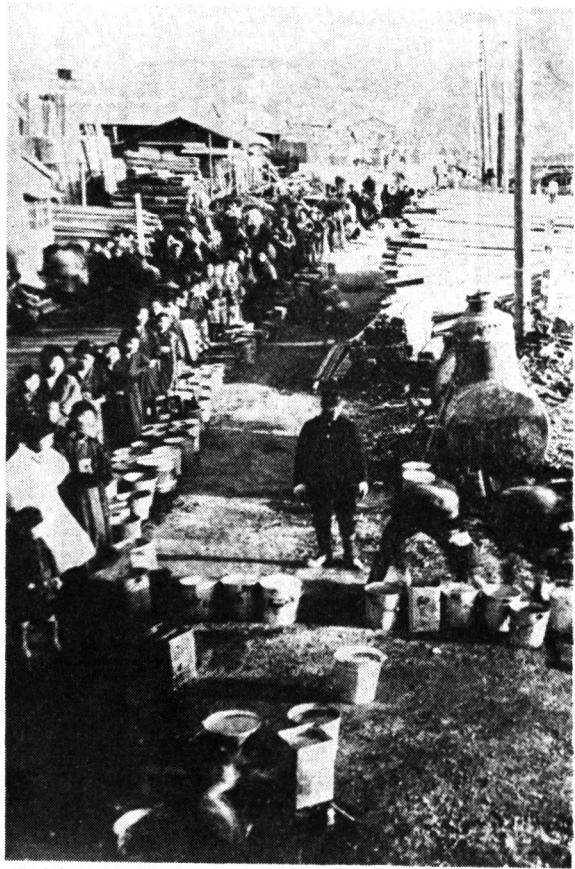
こうして、横須賀戒厳地司令部の管轄下では、海軍の各部隊は「日夜寝食ヲ忘レテ警備救護」の任にあたりたという。そこで、海軍のプライドにかけて、横須賀鎮守府は「横鎮災日報第二二二号」(九月二十三日)で「今ヤ応急ノ施設漸ク其ノ緒ニ就キント雖モ尚戒厳中ニシテ上下共ニ軍隊ニ頼ルノ秋各自相戒メ謙讓自ラ持シ懇切人ニ接シ益々規律ヲ重ンシ

第3章 関東大震災と県民・県政

第4表 横須賀戒厳地司令部内の建築材料の蒐集状況

蒐集者	品名	数量	発送地	輸送艦船	揚陸所	揚陸者	記	事
大湊要港部	丸太	三、〇〇本	大湊	大和	高ヶ鼻	杉山運漕店	十日揚陸終了	
〃	杉押角外九廉	一、八〇〇石	青森	多喜丸	高ヶ鼻及 機関学校内	杉山運漕店 兵員	十七日揚陸終了	
青森県知事	木材	二、四〇〇石	青森	御国丸	機関学校内	杉山運漕店	揚陸終了	
静岡県知事	木材	五、〇〇石	江尻	関東			揚陸終了	
秋田県知事	板類、端柄物、角物	二、五〇〇石 七、〇〇〇石 一、五〇〇石	船川					
岩手県知事	木材	一、〇〇石	大舟渡・ 宮古	高崎			二十三日横須賀出港	
宮城県知事	木材	四、〇〇〇	塩釜					
青森県知事	木材	五、〇〇〇	青森	高崎			二十三日横須賀出港	
愛知県知事	木材	五、〇〇〇	名古屋	千早・神威			千早二十一日横須賀出港 神威二十四日横須賀出港	
大阪府知事	亜鉛引波形鉄板 釘	三、〇〇〇板 一〇、〇〇〇貫	大阪	尻矢	白浜	杉山運漕店	二十一日ヨリ陸揚開始鉄板三〇、 〇〇〇枚釘一六〇貫目半数市販ス 予定尻矢ハ他ニ市自警団注文ノモ ノ鉄板五〇、〇〇〇及釘一六〇貫 輸送ス	
呉鎮	亜鉛引波形鋼板洋 鐵釘 綱、杉丸太	二、〇〇〇枚 四貫 五貫	呉	高崎	高ヶ鼻		揚陸終了	
兵庫縣知事	亜鉛引波形鉄板釘	一〇、〇〇〇貫						
呉工廠	電球、電線、電話 器、電池		呉	摂津		杉山回送店	揚陸終了	
呉工廠	電氣材料		呉	石廊	第四船渠 付近	工廠	揚陸終了	

横須賀鎮守府「横鎮災日報第22号」(1923年9月23日)、三崎町役場『震災関係書類』から



横浜市寿小学校裏の給水場にならぶ人びと

『神奈川県震災衛生誌』から

ここにはまず、戒厳態勢をしくにあ
たって、「治安ノ維持糧食ノ配給災害
ノ復旧等」について説明しておいたそ
の目論みが、その後「各官憲ノ協力ト
奮励トニ依り着々其功ヲ収メ今ヤ諸事
面目ヲ新ニスル」にいたったことが明
示されている。したがって、震害から
の回復は短期日のうちにその効果をあ
げていることが知られる。

そして、この間、九月七日の治安維
持の為にする罰則に関する件などの緊
急勅令、九月十二日の帝都復興に関す
る詔書が發布されているので、地区指
揮官は、詔書が示す大綱の指示にしたが
って官憲がこの際「一層奮励善後ノ策ニ
努力シ万遺憾ナキヲ期」すよう指示し
ながら、現状でもっとも憂慮しなければ
ならないのは「伝染病ノ予防」であるこ
とを述べていた。

地震による災害の渦中で罹災者たちは
難儀をきわめていた。横須賀市を中心
とする地域の場合、海軍の機動力によ
って事態の收拾は、この他順調に進んで
いたようである。しかし、それでも赤痢・
チフスなどの伝染病の発生とその蔓延
には、神



横浜市弘明寺の給水場に集まる人びと

『神奈川県震災衛生誌』から

経を使わなければならないほどの深刻な問題であった。

ところで、県下の他の地域をみると、生活を維持するうえでも困難なりさまであった。横浜市の場合、渡辺市長の説明によると、チフスが発生したうえに、入港してくる食糧も、小船・船員・人夫・燃料不足のため陸揚げが困難であり、急を要する避難所の建設、道路・橋梁の応急修理も、大工・人夫・用具の不足で見通しがたたず、飲料水すらこと欠くありさまである。また燈火がないことも苦痛であると訴え、こうしたために住民を他府県へ避難させようと考えていた。実際、多くの罹災者にとっては、住居・食糧をはじめ日常生活必需品の欠乏は大きな不安となっていた。あとで述べる救護事務局神奈川県支部の報告によると、避難民収容に必要な「バラック」建設は思うようにすすんでいない。食糧・日常生活必需品についても、橘樹郡大綱村役場の九月十一日の調査を例にとると、塩・米・ロウソク・マッチ・釘という物資が欠乏し、糧食は十四日ぐらいまではなんとかなるが、以後は、村内での供給は不可能であると公表していた（飯田家蔵『未曾有大地震関係書類』）。

こうして、多くの町村は、米の確保につとめるほか、県保有の外米、民間会社の小麦粉・砂糖の供給を受けるなどして食糧を確保しようとしてい

たが、近郊町村は東京・横浜からの避難民で身動きもとれなかったという。たとえば、川崎町の人口は、『川崎市史』によると、これまでの二倍に達するほどであった。このような事情のため、物品の調達も円滑を欠き、当局からの配給は町村間で「分捕」同然となり、役場では「強力ノモノ出役ノコト」と村内に触をださざるをえなかった。

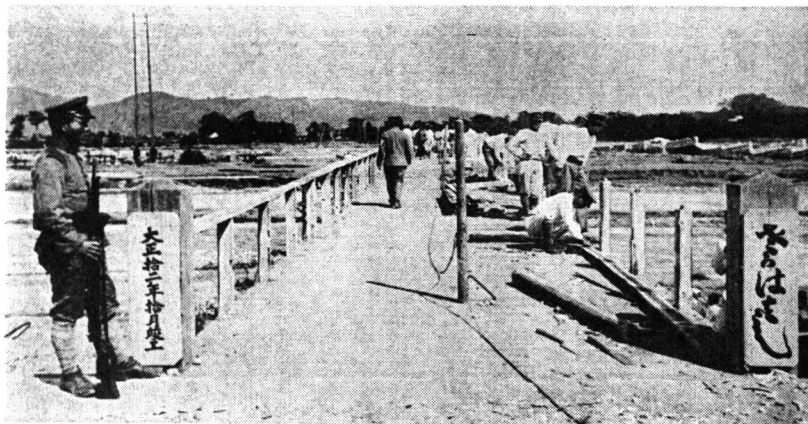
「未曾有の大震災は惨憺目もあてられぬ」とした「大綱時報号外」（九月二十七日）は、伝染病の流行も手伝って「不幸の極実に言に絶す」とどうしようもない絶望的状况を告げていた。にもかかわらず、この悲惨な事態を克服するには「村民が協力一致」してことにあたる以外ない。

一一 戒厳令と災害処理の経過(二)

陸軍の配備

災害の復旧を促進し、民心の安定と生活の保障をはかっていくことは、町村の実情によって多少の違いはあるが、がいて頭の痛い問題であった。こうした課題を解決するためにも、社会秩序の回復を期して、戒厳令のもとで警備隊といわれる軍隊が、陸軍の場合どのように配置されていたか、鎌倉郡下の状態を、同郡役所『震災庶務書類』（大正十二年）によってみておくことにしたい。

この資料によると、戒厳令がしかれたところには、軍隊の各町村への派遣は適切に、しかも、迅速に行われていたとは思われない。たとえば九月八日、永野村村長は、鎌倉郡長あてに「軍隊出動ニ関スル件」（永発第一九六号）で、永野村は横浜市に近接している関係上「不逞団体又ハ盗賊等ノ侵入」の報がひっきりなしに伝えられ、そのために、村民は昼夜とも警戒の任にかざるをえなくなり疲労がはなはだしく、しかも戒厳令がしかれたにもかかわらず「軍隊ノ来村ナク管内戦々恐々」の状態



復旧した酒匂橋に立つ兵士

『大正震災写真集』から

で「日夜安キ心地」もしないから、大至急軍隊を派遣してくれるよう申請していた。このように、軍隊の出動を要請しなければならぬほど不安な状態が続いている町村もある。では、村々の警備態勢はどうなっていたか。郡役所の九月十四日付「警備隊配備」に関する調査への町村ごとの報告によると、以下のごとくである。川口村は二十五名の将兵、深沢村は警備隊の駐屯もナシ、豊田村も同じくゼロ、川上村は兵員五名、小坂村玉繩村組合村は大船駅に本部兵員五十名、小坂村台の分遣所に八名、大正村は二十四名の兵員と下士官、戸塚町は歩兵一個分隊、鎌倉町は大隊本部と二個中隊で兵員百六十名、本郷村は兵員下士官七名、中川村は十七名の下士官兵員。このようにみると、郡役所のある鎌倉町や交通機関の要地に重点をおき、兵士の駐屯の配置は町村の実情によってかなりの差異をみせている。そのため、さきにもたように永野村のように軍隊の駐屯を要請するところもあるかと思うと、深沢村・豊田村のごとく駐屯の必要を認めない所、逆に鎌倉町のように、百六十名の兵員でも、現状では「横浜金沢横須賀藤沢ニ通スル主要道路及物資集積所ヲ警備」するのにとどまり、予備隊もないありさまなので「急ヲ要スル場合策ノ施シ様」がないこと、町域には海岸が広く多くの谷地があるので、夜間の安寧を保持するうえでも巡察隊を必要とすることから兵員の増強を一個小隊分訴える町もあらわれていた

(資料編 11近代・現代(1)三七)

軍隊の活動

では、陸軍では警備隊が各地に配置されているなかでどのような仕事に着手していったであろうか。その一端について、九月十三日付の小田原方面警備隊司令部での事例を、津久井郡役所『庶務回議』(一九三年)でみておくことにする。これによると、「会報ノ件達」となっていて、つぎのように十項目にわたっている。

- 一 地方民ニシテ軍人ノ服装ヲナシタルモノヲ取締ノ件
- 二 伝染病就中赤痢「チフス」ノ如キ飲食食品ノ媒介ニ依ル伝染病予防ニ特ニ注意スルコト
- 三 足柄上郡及各郡内ノ町村字現在人及物資数量ノ概数ヲ調査シ十二日迄報告ノコト
- 四 食糧品其他諸品ノ配給ノ数量ヲ調査計画シテ報告スヘシ
- 五 道路ニ倒レタル家屋露店ノ交通ヲ妨クルノヲ速ニ除去セラレタリ
- 六 電線ノ切断ニ就テハ前回ニモ述ヘタルモ其ノ跡ヲ絶タス
罹災民其他ノモノニシテ破壊ノ行為ヲ認メタル場合ニ於テハ軍部ニ通達セラレンコトヲ乞フ
- 七 会報ニ付上中愛甲等ノ郡吏ハ遠距離ニシテ同情ノ至リナルモ一般ノ事情ヲ顧慮シ出席相成度又自動車ノ御使用願度
- 八 小田原在郷軍人ハ救助ニ従事セラレタシ
- 九 郵便局ノ郵便物取扱ハ「罹災郵便」ト表記スヘシ
但シ東京横浜横須賀ノ火災ニ罹リタル所不明ナルハ取扱ハス
- 十 小田原ニ左ノ如ク救護所ヲ開設ス
I 小田原北部 II 小田原 III 小田原西部 IV 祥福寺

この内容は、災害復旧に関する指示、秩序回復のための指令、あるいは取り締まり事項等々を雑然とならべたふしがあるが、注目すべきことは、小田原町を中心とする足柄下郡をはじめ県西・県北の各郡と警備隊司令部との連絡を密にして連日の

ように状況説明の会報を提出させていたことである。そこで、その実情の一端について、地方官公吏会報日を今後奇数日とすることをとりきめた九月二十一日までの間の動きをとりあげておくことにする（資料編 11近代・現代(1)三五）。要するに、九月十四日から二十一日までについてである。

この会報事項でまず指摘しなければならないのは、戒厳令に関する点で、この点については、行政事務は平常どおり郡長のもとで取り扱うようにして、軍備に関しては、警備隊司令部より申し達することもあるので、しかるように配慮することとし、さらに、午後九時から午前四時までの「夜中通行禁止」の命令をだしていた。ところで、戒厳令に関連してすでに問題になっていた軍用電線の被害が続出し、そのために、電線の切断やとりはずしの事故を防ぐようその保護を注意していた。それほど、物情騒然とした状態が跡をたたないというありさまであった。こうした災害という異常事態のもとで、社会問題に類するようなできごともしきおこされていた。その一例としてあがっていたのは流材の隠匿であり、ようやく通行が可能になった人力車・馬車の乗車賃の暴利問題である。前者については、警察署に通報することとし、後者に関しては、これまでの三年間の運金を調べてこれをもとに運金表を定める方策をとっていた。また、一般に罹災地への救助米慰問品の配給をめぐる不正さを欠いているためか、一般に非難の声があがっていた。

災害の復旧

こうしたなかで、地震による道路の破壊、交通網の切断等の復旧工事はかなり迅速に進んでいたようである。すでに、地震の日から二週間後ぐらいいには、小田原町から西方面にかけては箱根の湯本まで、また、東の方へは平塚町を経て中郡相川村戸田丈上まで自動車が行けるようになっていた。そして、東海道線は十八日ごろには平塚から国府津を経由して松田まで開通の手はずが整っていた。こうして、小田原から静岡へ避難民の輸送を開始していたのである。ただ、このような道路復旧工事も仮作業のせいもあり、雨による出水のためにしばしば頓座せざるをえず、中旬の大雨は酒匂川、馬

入川の仮橋や橋を流失し、酒匂川の場合は、鉄道橋を歩行するだけとなり、水が引くのを持って、一時、渡船をもちいなければならなかったという。ましてやせつかく開通しはじめた自動車も中止せざるをえなくなり、小田原から根府川、真鶴までは駄馬の通行だけになってしまった。

災害復旧作業と民衆の生活の安定をはかる実際のとりくみは、困難をきわめていた。この間、九月二十日には戒嚴司令官は福田から小梨半造大将にかわり、九月下旬ともなると「軍隊引揚モ近キニアル」といわれるような見通しが軍隊内部から打ちだされ、そのために一刻もはやく「平常ニ復スルコトニ意ヲ用」いることが強調されていた。

なかでも、小田原方面警備隊司令部が、はやくから食糧の欠乏という点で重視し、同司令部から中央へ報告して食糧を八王子方面から輸送することにしていた津久井地域については、十月三日付で津久井郡役所にたいして「震害復旧ノ推移ニ関スル件照会」という調査を依頼していた。この調査依頼は、鳥屋村と破損の多い町村にかぎられ、調査事項も一 小学校の開校の状況、二 商店等の営業開始の概況、三 電燈点火の状況、四 倒壊・焼失家屋復旧の状況、五 井戸水道其他飲用水の破損ならびに復旧の状況、六 建築材料の購入・将来の方針・実行手段等の状況、七 その他復旧の推移に関する参考事項等であった。これにたいして、中野村と鳥屋村（現在 津久井町）から、以下のような報告が行われていた（資料編 11近代・現代(1)三七六）。

はじめに中野村の現状についてみると、以下のようになっている。まず、小学校の開校の状況について、校舎は破損したが応急修理を行って九月十四日授業を開始したところ、児童の出席の状況は平常どおりであり、焼失・流失等の被害がなかったから教科書は不足していないし教育方法も平常と差違なしと報告されている。また、商店の開店については、震災当時はほとんど停止の状態であったが、九月十五日ごろより漸次開業した商家戸数は大小あわせて百三十戸である。そして、物資の状況であるが日用品は多少所持していたが、米穀はほとんど無く交通が杜絶したために米穀の欠乏から人心は不安をきたし、その

ために、消防団・青年団・軍人分会等の手で道路の応急修理を行い、かろうじて八王子方面から米穀を仕入れて販売している状況である。けれども、いまだ潤沢というほどではない。さらに、電燈点火の状況について、応急として幹線を修理し、幹線が通ずる区域は九月二十六日一家に一燈点火し外燈は従前のおりに点火しているが、現在では幹線区域外へも点火することができるようになり、九月五日調べの倒壊住家七十六戸も不完全ながら全部復旧した。したがって、仮小屋施設の戸数はまったくない。それから井戸・水道・飲用水の破損並に復旧の状況についてであるが、この村では震災まえに井戸はなく、水道(竹樋を以て引用せるものを含む)二十樋が存在していたが、そのうち、十九は修理を行ったが完全でなく、簡易水道は目下、復旧工事中で通水の予定もたっているとのことである。

なお、建築材料の状況であるが、他の郡市から購入した材料は無く近くの村の材木店から購入して間にあわせ、現在では他へ搬出している状況であり、金物材は八王子方面から購入しているが品薄のために価格騰貴の状況であるという。

つぎに、鳥屋村についてである。この村では山林が崩壊し十七名が生き埋めになるといふ被害がでていた。小学校の開校も校舎が破損したために、応急修理を加え順をふんで児童生徒を登校させていた。すなわち、九月十七日尋常五、六年并高等科、九月二十五日尋常三年以上、十月一日全校生徒というぐあいである。そのためもあってか、児童の出席の状況は平常と大差がなかったし、教育方法も平常のとおりに教科書の不足という問題もおきていなかった。また、商店等の営業開始に関して、震災当時はほとんど停止の状態であったが、九月十六日ごろから漸次、在品の販売を開始した。しかし馬石部落の山崩れで交通が杜絶し入荷が皆無となり、したがって需要者は串川村関方面からかろうじて購求するというありさまで、村役場でも食糧(米穀)は八王子方面から購入し、配給しているという。しかもこの村では、十月にはいっても電燈をもちいることができない状態である。

さらに、この村の倒壊・焼失した家屋の復旧状況はどうかという点、修理は九月四、五日ごろからはじめ、倒壊住家五十五戸（全潰・半潰）のうち不完全ながら復旧したものは四十八戸で、この間、井戸・水道、その他飲料水の破損ならびに復旧状況は、井戸が震災前七十、後二十、復旧三十で其の他の飲料水は震災前七十、後二十、復旧五十という状態であった。なお、建築材料は材料を自給できない者については村有林を伐採し使用させたという。ところで、其の他村内の復旧推移に関してふれると、河川の改修、道路・橋梁の改修ならびに修繕は村民挙て復旧工事に従事し、倒潰家屋の修築は近隣で相扶けて復旧にとめた点と説明している。ところで、この村では奥山に至る道路の崩潰がはなはだしく、この点はほとんど修理の見込みが立たず、したがって従来の炭焼業者は半減し竹細工挽物指物等に転進する必要があると伝えている。

なお、馬石部落の道路の開墾ならびに河川改修にあたっては、串川消防組七百人、青野原消防組二百二十五人、宮ヶ瀬消防組七十人がそれぞれ工事を援助したという。津久井郡下のこの中野村・鳥屋村の災害からの復旧作業の実情は、警備隊司令部の統括のもとで、軍隊と郡役所との連絡を媒介にして戒厳令のもとにおかれながらも、それぞれの町村が自力更生に似たかっこうでとりかかっていたことを告げている。したがって、やがて十一月十九日、戒厳令が解除されていく経過のなかで、各町村は、災害対策から復興運動へと独自にその方策をあみだしていかざるをえなくなった。

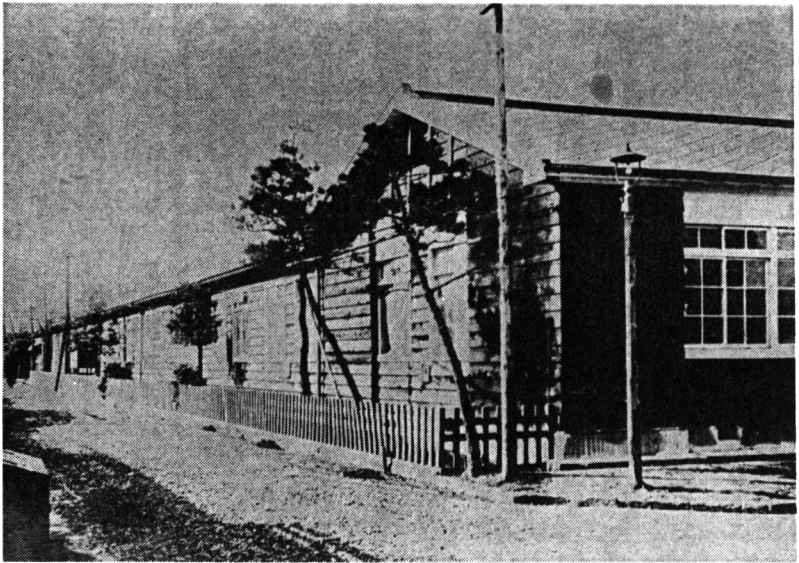
第三節 県民の復興作業の实情

一 震災復興の組織づくりと町村長会

神奈川県復興促進会と震災救護 県では震災復興に関する諸事項をできるだけ早い時期に解決するために神奈川県復興促進会を組織した。その時点は、あきらかでないが、おおよそ十月の初旬もしくは中旬ではないかと思われる。この組織

は県民であれば誰でも入会することができるようになっており（第五条）、復興の目的を達成するために、政府その他の機関および政党を動かして、県下の震災復旧・復興に関する政策を実現せしめるよう努力すること、県民一致のもとに各種の宣伝をなすことを掲げていた。その政策としては、「一 当分ノ内県下小学校費ノ国費支弁ヲ仰クコト、二 道路河川耕地其ノ他ノ復旧土木費国庫支弁及低資融通ヲ計ルコト、三 諸税及負担ノ減免ヲ期スルコト、四 焼失及破壊ノ官衙学校ノ再築費国庫補助ヲ仰クコト、五 郡部町村ニ於ケル家屋ノ復興並ニ農工商ノ低利資金融通ヲ計ルコト」をあげていた（第四条）。いずれの政策も、災害の復旧・復興のための資力づくりと財源確保をはかり、市町村の財政状態の回復をねらいとしていた。その推進力となっていたのは、どうやら神奈川県町村長会であったようである。そして会の運営は、総会ならびに幹事会とし、事業の施行に関する大綱の決定は総会で行い、常務幹事は、幹事会の決議によるものとした。ただし、会の経費は、会費とその他の寄附によるとなっており、はなはだ心もとないものであった（資料編 11 近代・現代(1)三〇）。

実際、震災という異常事態をのりきるためには国の施策を待っていたのではどうしようもなかった。神奈川県三浦郡では、



震災復旧事務の中枢となった県庁仮庁舎

『神奈川県震災誌』から

九月十三日に町村長会議を開き、震災救護運動の先駆ともいへき動きをみせていた。そこでの協議事項は、被害地の町村会をつうじてすでに小学校教員俸給の国庫負担の運動を行うこと、町村税の徴収が不能なため給料支払いそのほかの支出の国庫繰替を実現するということであった。これは、震災が町村財政にあたえた打撃に基づいてうちだされてきたものであるが、一面では、政府の救済が「中央に厚く地方に薄き」という不均衡に業を煮やしていたのである。県復興促進会の政策要求運動もこうした実情に基づいていたといえよう。県下の町村長会の震災救護運動はこうして十月にはいるとようやく軌道にのり、そのねらいは徴収不能な町村税の欠損分・小学校費・土木費などの地方公共団体の経費に属する施設復旧費の国庫負担を要求し、国税・県税を免税にしようとする点におかれていた。

神奈川県町村長会は、こうして十月九日と推定することができ、高座郡藤沢町（現在 藤沢市）の役場で町村長会幹事会を開き、次のような決議を行った（資料編 11 近代・現代(1)三〇）。

決議

- 一 大正十二年九月一日以後ニ付課セラルベキ大正十二年度及大正十三年度国県税ノ全部ヲ免除セラレタキコト
- 二 大正十二年九月一日以後付課スベキ大正十二年度及大正十三年度国県税付加税全部徴収不能ニ基ク町村税ノ欠陥ヲ国庫ニ於テ負担セラレタキコト
- 三 小学校費土木費等公共団体ノ経営ニ属スル施設ノ復旧費ハ国庫ヨリ交付セラレタキコト
- 四 政府ハ速ニ低利資金ヲ以テ罹災地ノ住宅建設及産業商工業ノ復旧ニ要スル資金ノ融通ヲ計ラレタキコト
- 五 労働賃金ノ標準ヲ一般ニ周知セシメ之レカ徹底的取締ヲセラレタキコト
- 六 今回ノ震災救護方法ハ中央ニ重キヲ置キ地方ヲ閑却セラレタル憾アリ相当考慮セラレン事ヲ望ム
- 七 農産物及肥料ノ運輸ノ途ヲ速ニ開カレンコトヲ望ム

こうした震害がもたらした実情をふまえて町村長会は、具体的な要求決議を行っていくとともに、さらに、地方自治権を拡張することをはじめ、町村長会がとりくんできた諸要求をも決議事項として掲げていった。そのなかには、行政および軍事力の整理を断行して経費を節減していくこと、地租および営業税の地方への委譲、災害地復旧に意をもちいるとともに地方振興に尽力すること、穀類ならびに乳製品の輸入税免除のすみやかな撤廃、郵便貯金・簡易生命保険資金などをとめてこれを地方に融通すること、市町村吏員に国・道府県会議員の被選挙権をもたしめること、衆議院議員の数は、郡市均等の人口をもって標準とすること、国民教育の向上発展、とくに青年教育のためにつとめること、などが含まれていた。ここには、震災を契機に町村長会が、一気にその運動を盛り上げようとしている意向を読みとることができよう。

町村財政不足の克服

この間、罹災地の町村では、財源不足に悩んでいた。ところが、内務省筋では、むしろ町村自身が自力で再建にとりかかろうと要請していたようである。

たとえば、この年の十月十六日に開かれた橋樹郡町村長会において、郡長は、まず郡下町村の被害がすこぶる甚大であった

なかで、町村長が率先して激震後ただちに吏員を督励して区長・区長代理、あるいは町村会議員、小学校職員、大字総代、青年団、在郷軍人分会、町村内篤志者等の協力のもとで罹災者の救護、焚出し、糧食の配給、死傷者医療手当、被害調査等に全力をかたむけたことをほめたたえた。しかもさらに、東京・横浜両市の罹災者が一時、難を避けて昼夜の別なく国道はもとより鉄道線路、京浜電気鉄道線路等をあてもなく往来し、いずれも徒歩で飲食することもできないで疲労困憊の者が多いなかで、これらの沿道筋の町村で、焚出したまたは湯茶を提供したり休泊せしめる等応急の措置をなしたと、あるいは、小学校舎倒潰の処理、水道・道路堤防の応急修理または日用必需品の諸物資ならびに建築材料の買い付けなどにいたるまで指導監督し東奔西走、不眠不休不断的努力をもってこの難局に対処したことに感謝の意を表していた。しかし、こうした難局の打開に努力をかたむけた町村の努力にたいする賞揚とは別に、郡長は、歳入減額という悪化する財政状態のなかで、經理に関しては、焦眉の急を要する費用支出が多くなるので、整理緊縮の方法、事業施設の緩急の要否を仔細に調査したり、町村税負担能力の実状、あるいは起債の適否などを考慮して、対策をこらざるよう努力を要請していた（資料編 11近代・現代(1)三六）。

しかし、罹災町村では、財源の不足を補充することは不可能であった。一例をあげれば、鎌倉郡長茂義孫が十月十九日付で内務省町村課に提出した「不足財源ノ補充方法ニ関スル意見」をみると、郡下町村をつうじて二十九万二千七十五円は、別途に収入のみちをこうじなければならぬありさまであった。この意見書によると、町村費歳入総額の七〇割以上をしめる町村税は、前期半年度分を賦課徴収したけれども、後期半年度分は、一部をのぞいて大部分徴収の見込みがたっていないからであった。そのため、極度の緊縮、事業の打切り、基本財産の繰入充用を行って歳入出の均衡をはかろうとしても、前記のような金額の不足が生じるというのである（資料編 11近代・現代(1)三七）。このような事情のもとで、十一月二十六日、県の町村長会の幹事金子（久良岐）、小林・遠藤（郡筑）、川辺・金谷・安西・長谷川・後藤・田野倉・遠藤（上郡）らは、県会議員の控室に集

合して同議事堂において郡部県議員と会見し、町村長会の決議実行にたいして助力を懇請した。また、さらに安河内知事も面会してその助力を願ひ、翌二十七日には上京し、内務・大蔵の両省と総理大臣官邸等を訪問し災後善処の方法として決議七項を陳情し、その後、革新倶楽部、憲政会、政友会を訪問して各幹部に応援助力を懇請したのである。新聞の報道によれば、憲政会の小泉代議士は、党の政務調査会に本大会の決議事項を報告するという努力をしたそうであり、また、森代議士から熱誠のある書状に接したそうである。天下の大政党たる政友会と憲政会の応援同情をうる事ができるならば、町村長会の決議は実現するかも知れないと、金子角之助町村長会長は県下の町村長に報告していた（資料編 11近代・現代(1)三三）。

県町村長会の陳情は、蔵相、大蔵省主税局長、内務省地方局長、同町村課長、農商務次官、農商務省農務局長にも行っていた。こうしたなかで、罹災地町村にたいする国庫補給に関しては、内務省において、本年度町村歳入欠陥補てんにあてるため融通資金三千八百万円の支出を大蔵省に要求したところ、大蔵省の査定によって年度内償還の条件で預金部から千五百万円融通することに決定したのである。

地域復興会の活動

災害から立ち直り、復興を推進していくうえで、各地で九月中旬から十月にかけて次つぎと復興会が設立されていった。そのうちもっともはやかったのは九月十四日の鎌倉町復興調査委員会と翌十五日の横浜復興会である。このうち、横浜市では実業家の原富太郎が会長となり、顧問に貴族院・衆議院の議員、市内の官庁、実業家の有力者を推し、委員には商業会議所会頭および県・市會議員、その他市内の有力者をあげていた。そして、総務・計画の二部をおき、計画部のなかに、市財政部・市事業部・港湾部・都市計画部・運輸交通、通信部・生業部・貿易部・工業部・金融部の九部をおいたのである。それぞれの部の事業内容は、十月の中旬現在、一 生業部——(一) 建築材料の供給を潤沢にするために農商務省および鶴見町木工会社外十二に交渉中、(二) 漬物小麦粉その他食糧品の販売に関して実業連合組合に交渉中、一一都